

平成28年度 大気法の法・条例による規制指導等

(1) 規制の概要

工場や事業場のボイラーなどから排出されるばい煙や、土石の堆積場などの粉じんは、大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び小樽市公害防止条例により、一定規模以上の特定施設について規制がされています。これらの特定施設については、ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準が定められているほか、設置や構造を変更する際は、届出が義務付けられています。市では、法令に基づき立入検査を実施し、ばい煙濃度の基準適合状況の確認など監視指導を行っています。

また、アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じんとして規制されており、除去等の工事について届出義務と作業基準が規定され、市では立入検査により作業基準の遵守状況について監視指導を行っています。

(2) 特定施設の届出状況

(平成28年度)

	大気関係工場・事業場実数	届出受理数（小樽市）	届出受理数（後志総合振興局）
大気汚染防止法	192	8	23
北海道公害防止条例	14	2	—
小樽市公害防止条例	204	4	—

注：届出受理数は、設置、使用、変更、廃止届出の総件数です。

(3) ばい煙発生施設数

(平成28年度)

施設名	大防法の届出		市条例の届出		工場・事業場数 (実数)	施設数 計
	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数		
ボイラー (うち小型ボイラー)	172 (97)	353 (204)	173	258	300	611
溶解炉	2	4	0	0	2	4
金属加熱炉	0	0	—	—	0	0
乾燥炉	2	3	—	—	2	3
電気炉	0	0	—	—	0	0
焼却炉	3	4	1	1	4	5
焼成炉	1	1	—	—	1	1
施設数計	—	365	—	259	—	624
工場・事業場数(実数)	177	—	174	—	303	—

注：一つの工場・事業場が、複数の種類の特定施設を持つ場合があります、実数と縦計は異なります。

注：一つの工場・事業場が、法と条例に該当する特定施設を持つ場合があります、実数と横計は異なります。

(4) 粉じん発生施設数

(平成28年度)

施設名	法の届出		道条例の届出		市条例の届出		工場・事業場数 (実数)	施設数計
	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数		
鉱物・土石の堆積場	12	24	—	—	1	1	13	25
パルプ・ペーパー・パケット・パルプ	8	55	9	133	—	—	10	188
破碎機・摩砕機	8	35	4	6	—	—	9	41
ふるい	4	18	6	33	—	—	6	51
原材料等置場	—	—	2	2	—	—	2	2
チップ	—	—	3	7	—	—	3	7
ミキシングロール	—	—	1	1	—	—	1	1
石材加工機械	—	—	—	—	6	18	6	18
木材加工機械	—	—	—	—	15	193	15	193
カード・打綿機	—	—	—	—	7	15	7	15
施設数計	—	132	—	182	—	227	—	541
工場・事業場数 (実数)	13	—	14	—	29	—	47	—

注：一つの工場・事業場が、複数の種類の特定施設を持つ場合があります、実数と縦計は異なります。

注：一つの工場・事業場が、法と条例に該当する特定施設を持つ場合があります、実数と横計は異なります。

(5) 小樽市による監視指導

大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び小樽市公害防止条例により規定されるボイラーなどのばい煙発生施設や、土石の堆積場などの粉じん発生施設について、法令に基づき立入検査を実施し、監視指導を行っています。

そのほか、ばい煙や粉じんに関する市民からの苦情などにより、法令の対象外である施設について立入調査を実施し、必要な指導や要請を行っています。

立入検査・立入調査数と指導件数（平成28年度）

立入検査数	届出等指導件数	その他立入調査数
116	12	6

注：立入検査は、大気汚染防止法・北海道公害防止条例・小樽市公害防止条例に基づき、その他立入調査は、苦情など同法律・条例に基づかないものです。

注：届出等指導件数は立入検査に伴うものです。

(6) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業とは、アスベスト（石綿）が使用されている建築物などを解体、改造または補修する作業で、大気汚染防止法に基づき届出が義務付けられています。大気汚染防止法では、大気中へのアスベストの飛散防止として、作業場の隔離やセキュリティゾーンの設置、作業場の負圧化やアスベスト対応の集じん・排気装置の使用などの作業基準が定められています。市では立入検査により作業基準の遵守状況について監視指導を行っています。

特定粉じん排出等作業実施届出件数（平成28年度）

作業の種類	作業実施届出数
解体作業	5
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材	1
特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
改造補修作業	5
計	10

注：一つの届出において複数の作業を行う場合があり、届出数（計）と縦計は異なります。

特定粉じん排出等作業実施届出件数の推移

